



いつまでも自分らしく  
暮らすために  
～介護予防・日常生活支援  
総合事業～

介護予防・日常生活支援総合事業 ご案内

要支援1・2（相当）の高齢者が、可能な限り自宅で自立した生活を送れるように、生活支援を行います。それにより生活機能が維持・向上することを目指します。

【対象者】要支援1・2またはチェックリスト該当の方

※チェックリストとは…要支援1・2相当の方が、介護認定を受けなくても必要なサービスが利用できるよう、本人の状況を確認するための質問票です。本人が出向くことができない場合は、地域包括支援センターや「かしはら街の介護相談室」の職員が訪問し、直接聞き取りをさせていただきます。

## 訪問型サービス

### ◇訪問型サービス A (ホームヘルプサービス)

【内 容】自力では困難な行為に対する援助

- ・生活援助（掃除、買い物、調理等）
- ・身体介護（更衣・入浴の介助等）

※一日45分程度（本人のみに対してのサービス）

【自己負担】1割、2割または3割

サービス内容	回数	日額（1割）のめやす
生活援助	週1～2回	230円
身体介護	週1回	274円
	週2回	278円

負担割合については長寿介護課より発送しておりますピンク色の負担割合証でご確認ください

※生活援助に関しては、原則一人暮らしの方に限ります

### ◇シルバー人材センター会員による生活援助

【内 容】シルバー人材センター会員による家事援助（掃除、買い物等）

【自己負担】1回150円（週1回1時間程度）

### ◇訪問型サービス C (短期集中予防サービス)

【内 容】閉じこもり等何らかの支援を要する方に対して、3～6カ月の短期間、専門職が訪問し、必要な相談・指導等を実施（1回あたり40分程度）

【自己負担】無料

専門職	内 容
理学療法士 作業療法士	運動機能向上（体力改善や自立に向けて、自宅でできるリハビリ支援）、生活環境の改善・工夫
管理栄養士	低栄養改善（調理方法の指導など）
言語聴覚士	発語・嚥下訓練
歯科衛生士	口腔機能向上（口腔ケアの方法など）
保健師等	うつ・閉じこもり予防（相談など）

## 通所型サービス

### ◇通所型サービス A（デイサービス）

【内 容】 デイサービスセンターなどにおける、食事・入浴などの生活支援サービスや、目標に合わせた選択的サービス

【自己負担】 1割、2割または3割

※別途、昼食代や加算等が必要な場合があります

《1日》	時間	回数	日額（1割）のめやす
デイサービス	4時間以上	週1回	390円
		週2回	401円

《半日》	時間	回数	日額（1割）のめやす
ミニデイサービス	4時間未満	週1回	273円
		週2回	281円
半日入浴サービス	4時間未満	週1回	324円
		週2回	332円

※1日もしくは半日 いずれかの利用になります

### ◇通所型サービス C（短期集中予防サービス）

【内 容】 専門職により、短期間でリハビリを集中的に行うサービス

【対象者】 傷病直後（骨折、脳梗塞等）で集中的に運動機能向上に取り組むことにより効果が見込める方

【自己負担】 200円

※別途、実費が必要な場合があります

専門職	時間	期間
理学療法士 作業療法士	1回 90分以上	1～3カ月目
		延長 4～6カ月目



## 総合事業 利用までの流れ

◆介護認定がない方…長寿介護課、地域包括支援センターまたは「かしはら街の介護相談室」へご相談ください。

① チェックリストの実施

② チェックリストに該当

③ 地域包括支援センター職員によるケアマネジメント

④ サービスの決定（担当ケアマネジャーと相談し身体状況に合わせてサービス内容や回数を決定）

※1～2週間を目処に利用開始

◆要支援1・2の方…担当のケアマネジャーへご相談ください



「福祉用具の購入・貸与」「住宅改修」などを利用するときは介護認定が必要です



### 介護予防ケアマネジメントを始めとする 高齢者に関する相談窓口

\* 橿原市社会福祉協議会 地域包括支援センター\*  
住所：畝傍町9番地の1（保健センター南館1階）  
電話：24-4301



橿原市役所分庁舎 長寿介護課  
住所：内膳町1丁目1-60  
電話：22-8118（直通）